3　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
①　入札参加者は「価格」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐、㋑　第１号３⑴①㋐、㋑に同じ
②　第１号３⑴②に同じ
⑵　総合評価の方法
①　第１号３⑴①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐の評価項目の評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋑の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐、㋑　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ
③　第１号３⑵③に同じ
④　②㋐、㋑の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の工事全般の施工計画並びに②㋑の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。
⑤　②㋐の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（60点）、Ⅳ（45点）、Ⅲ（30点）、Ⅱ（15点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
⑶　⑵②㋐の評価基準の詳細は入札説明書による。
⑷　⑵②㋐で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

4　入札手続等
⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ
⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。
①、②　第１号４⑹①、②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成27年10月21日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成27年10月26日11時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）を予定する。
5　その他
⑴～⑹　第１号５⑴～⑹に同じ
⑺～⑿　第１号５⑻～⒀に同じ
⒀　第１号５⒂に同じ
⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　電話048―601―3151㈹）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒂、⒃　第１号５⒄、⒅に同じ

6　Summary
⑴, ⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Nihombashi Muromachi3 underpass.
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年７月９日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　守屋　正平
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
○第２号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　須崎港湾口地区防波堤築造工事
⑶　工事場所　高知県須崎市コウギノ鼻地先
⑷　工事内容　基礎工１式、被覆・根固工１式、消波工１式、構造物撤去工１式、安全管理１式
⑸　工期　契約締結日から平成28年３月23日まで
⑹　使用する主要な資機材　腹付石28,000㎥
⑺　本工事は、入札時に、３⑴①に示す特定評価項目１及び２に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・２テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上であること。）